

KOREA IPG

INFORMATION

issue

037

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2017.10

発行：韓国IPG事務局(日本貿易振興機構JETROソウル事務所知財チーム)

電話：02-3210-0195

電子メール：kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集：浜岸広明(ハマギシヒロキ)

編集：曹恩実(チョウウンシル)、柳忠鉉(リュウチュンヒョン)、朴晟希(パクソクヒ)



●韓国IPGの活動

- 「PATINEX(国際特許情報博覧会)2017」が開催されました。 01
- 韓国「税関職員向け真贋判定セミナー」のご案内 02
- 「2017国際特許法院カンファレンス」が開催されました。 03
- 第19回韓国IPGセミナー開催(10/31)のお知らせ 04

●IPを知ろう

- IPニュース 04
- 「新・知財最前線は今」 06
- 不正競争行為の一般条項の適用基準 07
- デザインを重視する韓国企業 08
- 韓国において立体商標の保護を受けるには? 08

NEW 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記URLよりお願いします。

http://jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。

事務局からのお知らせ

韓国の秋夕(チュソク)の10連休は、いかがお過ごしでしたでしょうか?今年度後半も会員の皆様に役立つ情報を発信していきますので、よろしくお祈りします。10月31日にはIPGセミナーを開催予定ですので奮ってご参加ください!(詳細は紙面参照)

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

QUIZ 知財トリビア!

2016年に関税庁に摘発した知的財産権侵害物品のうち、最も多かった品目(重量別)はどれでしょう?

- ①衣類および織物 ②バッグ類 ③玩具文具類

※ 回答は5頁の下部に掲載しています。



●韓国IPGの活動

「PATINEX(国際特許情報博覧会)2017」が開催されました。

2017年9月7日から8日までの2日間、ソウルインペリアルパレスホテルで「PATINEX(国際特許情報博覧会)2017」が開催されました。13回目を迎えるPATINEXの今年のテーマは第4次産業革命時代におけるIP情報の活用戦略でした。

この行事は講演会と展示会からなっており、講演会では主題発表やワークショップ、ソリューションアップデートについての説明会が行われました。

主題発表では、ビジネスを成長させるための知的財産権戦略や中国に進出するスタートアップが知っておくべき知的財産権戦略、ブレグジットに伴う欧州の知的財産権を取り巻く環境の変化と知的財産権対応戦略などについて、専門家から踏み込んだ内容の講演を聞くことができました。

ワークショップでは展示会にブースを出展した多くの企業・機関が参加者にとって有益な情報を提供していました。その中でもIP5の欧州特許庁(EPO)と日本特許庁(JPO)の発表には、会場が埋め尽くされるほど多くの参加者が集まりました。

EPOは単一特許登録簿の概要と機械翻訳サービスについて説明しました。特に、オーストラリアのウィーンから来たEPOのアジア担当者が流暢な韓国語で発表したことは、参加者の理解を深めるのに役立ちました。続いてJPOは特許情報プラットフォーム、J-PlatPatについて実例を挙げながら分かりやすく説明しました。ワークショップが終わった後も、ブースまで足を運んだ参加者が関連資料を持ち帰ったり、いろいろな質問をする姿が見られ、多くの関心が寄せられていたことが分かりました。

展示会ではスタートアップをはじめ、さまざまな企業がブースを設け、特許検索のデモンストレーションをしたり、VRを活かした体験型サービスを提供するなどしていました。また、第4次産業革命とともに昨今、非常に話題になっている、人工知能(AI)を活用した特許情報サービスを準備しているスタートアップも注目



を集めていました。
PATINEXに参加することで、最近の話題と特許をつなぐ情報に触れ、さまざまなサービスに接することができました。また、貴重な講

演を聞くこともでき、非常に有意義な時間でした。来年のPATINEX 2018はどんなテーマで開かれるのか、今から楽しみです。IPG

韓国「税関職員向け真贋判定セミナー」のご案内

韓国IPGでは、韓国貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)の協力を得て韓国「税関職員向けの真贋判定セミナー」を開催しております。2017年度は、第2次と第3次の開催時にYKK株式会社が参加され、今回開催された第7次(仁川本部税関、9月15日開催)にはヨネックス株式会社が参加されました。ヨネックス株式会社は昨年度も参加されご講演を行っていただきました。この結果、今年1月からこれま



で韓国税関から19回(模倣品は11回)の鑑定依頼の連絡を受け、ウェアやラケット、シューズ等の通関差止めを行いました。

このように模倣品侵害を受けている企業が本セミナーに参加にされ、輸入・流通経路、模倣被害の実態、真正品と模倣品を見分けるポイントなど、税関職員が積極的・効果的に取締り業務を行える情報を中心にレクチャーすることにより税関での検挙率を向上させ、模倣品の流通を阻止する上で、極めて有効な対応策となるものと考えます。今年、第11次～13次までのセミナーに参加できる機会がありますので、ご関心のある企業は、以下の開催日程をご参照いただき、是非お申込み下さい。IPG



【2017年 第11次からの開催日程】

区分	日程	対象税関
第11次	11月9日～11月10日	仁川本部税関(空港)
第12次	11月30日～12月1日	大邱本部税関
第13次	12月14日～12月15日	光州本部税関

詳細な内容とお申込みは以下のURLをご参照ください。
⇒ http://www.jetro-ipr.or.kr/notice_view.asp?notice_idx=484



「2017国際特許法院カンファレンス」が開催されました。

韓国の大田広域市にある韓国特許法院が主催する国際特許法院カンファレンスは、毎秋、世界の知的財産専門家の関心を韓国に集める主要な国際カンファレンスとして位置づけられつつあります。

第3回目を迎えた今年は9月6～7日に開催され、【Court, IP and business】という主題の下、各国(日本、韓国、中国、米国、フランス、ドイツ、インド、ベトナムの8カ国)の法官・IP専門家がスピーカーとして参加し、4つのセクション別に発表と議論を行いました。加えて、本カンファレンスの参加者の大半は判事、弁護士、弁理士であり、今回は200人余りが参加しました。



他方、韓国のIP弁護士は、日中韓3カ国は、特許制度を統合しつつ、世界の知的財産制度の中心をアジアに再編することに取り組むべきと主張しました。同弁護士は、「日中韓3カ国で行われる貿易量が世界貿易量の18%を占めており、また、特許出願件数は世界の出願件数の50%以上を占めている」と、3カ国の大きな市場規模と特許制度の統合の必要性を唱えました。そのためには3カ国を統合するアジア特許庁およびアジア統合知財法院の設立が必要であると述べました。

◎各国のIP法院間の協力強化がますます重要になりつつある

各セクションの主な内容を見ると、第1セクション「特許法院の調和と協力」は、法院長セクションとして、日本の知的財産高等裁判所長、韓国の特許法院長、米国のテキサス北部連邦地方裁判所長がスピーカーとなりました。日本の知的財産高等裁判所長は、①地理的に近接している、②企業の経済活動が重なる場合が多い、③IPを専門的に取り扱う法院がある、④IP訴訟に関する習熟度に大きな差が無いなどの理由から、日中韓3カ国のIP法院の情報交換および人材交流を深めるべきと主張しました。また、その過程での公式言語は英語にすべきと強調しました。一方、韓国の特許法院長は、「IP訴訟には、請求項解析、進歩性判断基準などの共通の争点があることから、IP法院間の国際交流は、より質の高い裁判を行うことの一助とする」としつつ、全世界のIP法官の協議体となる世界知的財産法官協会(IAIJ)の設立を提案しました。

第2セクション「ビジネスの観点からとらえた特許訴訟の新たな挑戦」では、欧州統一特許裁判所の専門家委員が、「現在の欧州特許は、欧州全域ではなくて指定国内に限ってのみ有効な特許のバンドルであり、その有効性および侵害判断に関する訴訟の管轄権は各国の法院にあるため、同一特許に対する法院の決定に衝突が生じる問題がある」と述べました。その問題などを改善すべく、現在、発効に向けて取り組んでいる欧州単一特許(UP)および欧州統一特許裁判所(UPC)の制度について詳しく説明しました。同制度が発効すると、欧州における特許は、一部の国を除き、欧州全域で保護される形になります。ただし、同制度の発効に向けての懸念材料として、①英国の欧州連合離脱、②2017年6月にドイツ憲法裁判所がドイツ政府にUPCの加入批准の中断を勧告したことなどが存在すると付け加えました。

◎医薬品や情報通信技術(ICT)に関する議論が活発に行われる

第3セクション「医薬および生命工学の特許の最新 이슈」では、医薬用途発明の明細書の記載要件、医薬発明の進歩性判断基準、医薬発明の特許存続期間の延長制度、生命工学発明の特許適格性などに関し、日本、韓国、中国、米国、フランス、ドイツの6カ国の状況を比べる形で議論が進められました。そのうち、特許存続期間の延長制度について、日本の知的財産高等裁判所の判事は、「新薬の許可取得には一般的に相当な時間がかかるため、その期間中に特許権者が特許権を行使できなかったことに対する補償制度である」と説明しました。その一方で、6カ国のうち、中国だけが同制度を設けていない理由を尋ねる司会者の質問に対し、中国の北京知識財産権法院の判事は、「医薬品の特許期間が満了した後、その販売価格が引き下げられる傾向を考えると、特許存続期間を延長することは約13億人に及ぶ中国人の健康に大きな影響を与える」とした上で、「ブラジルやインドなどの発展途上国でも特許存続期間の延長制度は設けられていない」と回答しました。

最後に第4セクション「ICT産業を中心にみた特許要件と権利救済」では、ソフトウェア発明の特許要件、標準必修特許(SEP)と複合製品に関連した禁止請求および損害額の算定、IP訴訟での証拠収集と営業秘密保護方法などに関する議論が活発に行われました。IPG

第19回韓国IPGセミナー開催(10/31)のお知らせ

日本特許庁の国際知財戦略と日系企業の知財の取組

グローバル時代において、知的財産を巡る世界情勢の変化について十分に把握し、対応していくことが必要であると言えます。

今回の韓国IPGセミナーでは、日韓・日中韓特許庁会合のために来韓される野仲国際政策課長より、日本特許庁の国際知財戦略についてご講演いただくと共に、日系企業の知財の取組みについて、住友化学のグループ会社である東友ファインケム株式会社の秋吉副社長よりご講演いただきます。併せて、ジェトロの知財支援についてもご紹介する予定です。

日本特許庁幹部のご講演を聴くことができる貴重な機会ですので、皆さま奮ってご参加ください。●

ご案内

<開催日時> 2017年10月31日(火)14:00~16:45(受付開始13:30交流会17:00~)

<場所> ホテルプレジデント19階 Brahms Hall
ソウル特別市 中区 乙支路16(市庁駅そば)

<主催> 韓国IPG/SJC知財委員会(事務局 ジェトロソウル事務所知財チーム)

<参加費> 無料(韓国IPGメンバー以外の方も、ぜひご参加ください)

<お申込み> 申込書にご記入の上、10月24日(火)までに、メールにてお申込みください。

申込先 kos-jetroipr@jetro.go.jp

詳細内容と申請書はこちらから

⇒ http://www.jetro-ipr.or.kr/notice_view.asp?notice_idx=513

時間	内容
14:00~14:10	韓国IPGリーダー・SJC委員長あいさつ - 武内敬司 株式会社韓国国立 社長
14:10~15:00	日本特許庁の国際知財戦略(50分) - 野仲松男 日本特許庁国際政策課 課長
15:00~15:30	ジェトロの知財支援について(30分) - 田中哲也 JETRO知的財産・イノベーション部 部長
休憩 15分	
15:45~16:30	東友ファインケムの知財力強化の取組みについて(45分) - 秋吉芳朗 東友ファインケム株式会社 副社長
16:30~16:45	韓国IPGの活動とSJC建議事項について(15分) - 浜岸広明 ジェトロソウル事務所 副所長
16:45(閉会)	(閉会後にセミナー会場隣にて交流会(参加費:30,000ウオン)を開催します。)

*講演は日韓同時通訳を入れて行います。また、講演時間は質疑応答時間を含みます。セミナープログラムは変更されることもあります



KOREA IP NEWS

※ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「知的財産ニュース」をご覧ください。

URL:<http://jetro-ipr.or.kr/>

1. 中小・ベンチャー企業、営業秘密の流出になす術なし

韓国特許庁(2017.6.26)

韓国特許庁は、企業が抱える営業秘密の流出による被害の現状と問題点を把握するために行った、営業秘密侵害の被害に関する実態調査の結果を発表した。営業秘密を保有する韓国国内企業616社を対象に、この5年間(2012~2016)受けた営業秘密の流出による被害について、アンケート調査を行った。調査の結果、中小・ベンチャー企業における営業秘密の管理が不十分であることが明らかになった。営業秘密の担当部署を持つ割合では中小企業は13.7%、大

手企業は30.5%と、中小企業の方がはるかに低かった。また、小規模企業は外部の人間に対する秘密保持契約の締結、USB・PCなどの社外持ち出し手続きといった面でも管理が甘かった。7社のうち1社は国内で営業秘密が流出したことがあり、流出した回数も多いことから企業における営業秘密の流出問題が深刻であることが明らかになった。616社のうち86社(14%)で営業秘密が流出したことがあり、流出した回数は平均2回で、6回以上流出したと回答した企業も5.8%あった。流出の多くは退職者によるものだったため、退職者の管理を徹底する必要がある。営業秘密の流出者については、営業秘密流出の被害を受けた86社のうち70社(81.4%)が内部の人間、33社(38.4%)が外部の人間によるものだったと答えた。内部の人間による流出では72.9%が退職者、32.9%が平社員、11.4%が役員だったと回答(複数)した。

2. 特許庁の産業財産権紛争調整による成立率50%に迫る

韓国特許庁(2017.7.19)

韓国特許庁は19日、複雑な産業財産権をめぐる紛争を当事者間の話し合いで短期間で解決できる産業財産権紛争調停委員会が最近、脚光を浴びていると発表した。産業財産権をめぐる紛争に関する実態調査によると、侵害紛争を経験した企業の訴訟費用は平均で5,800万ウォン、特許侵害訴訟の審理期間は3審までで平均で40.2カ月かかることが明らかになった。一方、特許庁の産業財産権紛争調停委員会を通じた場合は、双方が該当分野の専門家との話し合いを通じて3カ月以内に最も合理的な解決策を導き出し、別途の申請費用もかけずに紛争を解決することができる。特許庁の産業財産権紛争調停委員会は1995年に設立された以降、2017年6月まで計208件の産業財産権をめぐる紛争を受付・処理しており、平均調停率は27%となっている。2017年の場合は6月までの調停率が47.6%(21件のうち10件が調停成立、取下げ又は進行中の事件(5件)は除外)となっている。これは民事訴訟における本案事件の調停成功率である16%を大幅に上回るもので、特許庁の紛争調停委員会が産業財産権分野における紛争解決に一助している証拠だといえるだろう。

3. 公取、医薬品をめぐる特許権乱用に鋭いメス | 電子新聞(2017.8.7)

公正取引委員会が製薬会社による特許権乱用に対する監視・制裁を本格化する。国内外の計71の製薬会社から提出された特許関連資料を点検し、違法性について判断する。それと同時に製薬産業の変化を把握・分析し、不公正行為への監視策を講じる。7日、韓国政府によると、公取は最近、39の多国籍製薬会社、32の国内製薬会社が提出した、この7年間の特許出願をめぐる状況などが盛り込まれた調査票を受け取った。公取は調査票については自ら点検し、研究については外部に委託して、製薬会社が法律違反を犯したかどうかを調べる。違法の疑いが明らかになった製薬会社については職権調査を行う方針だ。公取に提出された調査票には2010~2016年に食品医薬品安全処の許可を得て韓国国内で市販された主要専門医薬品に関する特許出願、契約、紛争現状などが盛り込まれている。公取は外部に委託した研究を通じて違法製薬会社を摘発する一方、「医薬品許可-特許連携制度」施行後の製薬産業の変化を分析し、競争制限行為を監視する対策を立てる。2015年に許可-特許連携制度が施行されて以降、公取が別途で製薬分野における不公正行為監視策づくりに乗り出すのは初めてだ。

4. デザイン権、特許登録前でも1年までは保護 | 電子新聞(2017.8.9)

9日、韓国デザイン振興院は来月22日から「デザイン創作証明」を受けた創作物の公知期間が従来の6カ月から1年に延びると発表し

た。今年5月のデザイン保護法の改正により、権利化されていないデザインでも1年間、模倣から法的対応力を確保できるようになった。「デザイン創作証明」は特許庁に登録されていない創作物であっても模倣されることを防ぐために作られた制度である。この事業は韓国デザイン振興院が手掛けている。

韓国デザイン振興院はデザイン保護法により、デザイン公知専門機関に選ばれ、2013年から該当事業を展開している。

韓国デザイン振興院に図面、申請書を提出すれば、1~3日以内に証明を受けることができる。費用は2万ウォン前後となり、大学生および青少年の場合は無料となる。ただ、デザイン創作証明は創作物に独占排他的権利を与えないため、法的効力を持つには特許庁に登録および出願する必要がある。デザイン創作証明の公知期間延長により、特許庁への出願を目指す人には時間的余裕ができた。

5. 韓国関税庁が商標権者、個人輸入者などに知的財産権侵害の被害を呼び掛ける | 関税庁(2017.9.4)

韓国関税庁が発刊した「2016年知的財産権侵害の取締り年間報告書」によると、商標権者、個人輸入者、玩具文具類の輸入者は知財権侵害の被害について特に留意する必要があることが明らかになった。2016年に関税庁が摘発した知財権侵害物品9,853件のうち、権利類型基準では商標権(9,422件)がほとんどを占め、特許権などその他の知財権(250件)、著作権(181件)の順であった。通建形態で見ると、重量基準では管理対象荷物と一般荷物で摘発件数が多かったが、件数基準ではほとんど(97%)は郵便物(5,900件)と特送荷物(3,646件)で摘発されたことが明らかになった。郵便物による少量物品や特送荷物による海外からの個人輸入品の場合は知財権侵害物品の被害に注意しなければならない。品目別で見ると、玩具文具類(24.8%)、衣類および織物(14.5%)、かばん類(11.9%)の摘発割合が高くなっており、伸び率は運動器具類(266%)、身辺雑貨(243%)、家電製品(239%)の順であった。国家別では2年連続で中国(8,607件、87.4%)からの輸入品による知財権侵害物品が最も多く、次いで香港(957件、9.7%)が多くなっている。そのため、中国と香港から物品を輸入する時に価格、販売者情報などについてきめ細かな確認を行わなければならない。IPG



知財トリアの回答

正解は③玩具文具類で、全体の24.8%を占めました。次いで①衣類および織物(14.5%) ②バッグ類(11.9%)と続きます。(出典：韓国関税庁発行「2016年知的財産権侵害取締り年次報告書」)

File No.105

不正競争行為の一般条項の適用基準 最近の紛争事案の紹介



現在、日本の不正競争防止法は、不正競争行為の類型を限定的に列挙する方式で16種類の行為を規制しています。一方、韓国の不正競争防止法は、9種類の個別の不正競争行為の類型の他に、それに含まれないその他の成果盗用行為も一定の要件の下で不正競争行為に含まれる「不正競争行為の一般条項」を置いています(不正競争防止法第2条第1項㉓目)。以下において、最近の不正競争行為の一般条項の適用可否が問題視されたファッションブランドの紛争事件と、ゲーム製造社の紛争事件に関するソウル高等裁判所の判決をご紹介します。

不正競争行為の一般条項について

韓国の不正競争行為の一般条項は2013年に新設され、『その他、他人の相当の努力で作られた成果などを公正な商取引の慣行または競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為』を不正競争行為として規定しています。このような不正競争行為の一般条項の新設により、今まで列挙されてきた不正競争行為に該当しなかった新たな類型の不正競争行為に対し、適切な規制が可能になりました。

しかし、不正競争行為の一般条項は、『成果など』或いは『公正な商取引の慣行または競争秩序に反する方法』など、多少抽象的で曖昧な文言で構成されており、その解釈に関する法理が確立されていないことから、どの範囲まで規制行為としてみなせるのかに対し多くの議論がありました。これに関し、最近、ソウル高等裁判所が判示した下記の二つの判決はその適用基準を具体的に提示したという点から多くの注目を浴びています。

「エルメスの鞆 vs. 目玉鞆事件」

この事件は、フランスの名品ブランドであるエルメスが国内において別名「目玉鞆」として有名なブランドの代表者を相手に、目玉鞆の製品の形態がエルメス鞆の形態と類似しているとして不正競争行為の一般条項などに該当すると主張した事件です。第1審は、エルメスの不正競争行為の一般条項の主張を認めましたが、控訴審においてソウル高等裁判所は目玉鞆のデザインの独創性、デザイン開発の経緯、目玉鞆が人気となった経緯、国内外のファッション業界の専門家らと需要者らの肯定的な評価などの具体的な事情及び、両製品は全体的な審美感において差があり、価格、販売している場所・方法、主な顧客層が確実に異なることから、製品間で誤認・混同する可能性が認められると見るのは難しい点などを挙げて不正競争行為に該当しないと判断し、エルメスの主張を全て棄却しま

した(ソウル高等裁判所2017.2.16.宣告2016ナ2035091判決)。

「キングドットコム vs. アボカド事件」

この事件は、外国のゲーム会社が国内のゲーム会社を相手に国内のゲーム会社がサービスしているゲームが自社のゲームの画面の構成、規則の選択・配列・組合せなどを模倣したとし、不正競争行為の一般条項などに該当すると主張した事件です。第1審は、原告の不正競争行為の一般条項の主張を認めたものの、控訴審においてソウル高等裁判所は被告のゲームが原告のゲームと同様のゲーム規則などを使用して原告のゲームの人気に一部便乗した部分があるとしても、被告の独自のアイデアを基に費用と努力をかけて原告のゲームと実質的に類似していないゲームをサービスした点、原告が成果物であると主張する規則らは特定人が独占できないとみるのが妥当である点などを挙げて、被告のゲームサービスが不正競争行為に該当しないと判断しました(ソウル高等裁判所2017.1.12.宣告2015ナ2063761判決)。

おわりに

上記の二つの事件において、ソウル高等裁判所は、知識財産権法によって保護されない他人の成果である情報(アイデア)などは、たとえそれが財産的な価値を持つとしても模倣或いは利用行為に際しての公正な取引秩序、及び自由な競争秩序に照らしてみても正当化されない「特別な事情」がある場合に限りて模倣行為等が許容されないとし、不正競争行為の一般条項の適用範囲を多少制限的に解釈しています。

現在、上記の2つの事件は全て最高裁判所の上告審に係属中であり、不正競争行為の一般条項に関する裁判所の基準を確認することができる事例として最高裁判所の判断の帰趨が注目されています。¹⁾²⁾



法務法人(有限)律村 パートナ弁護士

趙性●●●はしめすへん(示偏)に眞(チョン・ソジン)

専門分野 知的財産権

ソウル大学校法科大学卒業

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 笹野秀生)

File No.106

デザインを重視する韓国企業 - 韓国デザイン登録制度の活用状況 -



デザイン登録制度(日本では意匠制度)とは、工業製品などのデザインを特許庁に登録し、特許と同様に排他的な独占権(デザイン権)を得る制度です。韓国におけるデザイン登録出願は、2016年で6万5,643件を数え、日本における意匠出願(約3万件)の2倍以上となっています。JETROソウルではこのような現状を踏まえて韓国におけるデザイン登録制度の活用状況などを調査しましたので、本稿ではその内容を簡単に紹介します。

商品開発とデザイン

韓国企業がデザインを重視した商品開発を行っているということは良く言われています。

上記調査で行った大手電気メーカーとのインタビューでも「デザインをまず優先的に開発してから機能を開発する作業をしている」とのコメントがありました。また、韓国政府としても高付加価値製品の開発に向けて、技術開発の初期段階からデザイナーも参加させた商品開発の手法を推奨しており、中小企業向けの支援事業も行っています。例えば、産業通商資源省および特許庁が行っているグローバルヒット365プロジェクトでは、市場・環境分析を介して顧客指向、現地化されたブランドやイノベーションデザインを作成し、これに合わせて、技術開発や海外権利化を支援しています。また、韓国特許戦略院とのインタビューでは、時間的な視点では、投資回収率が技術開発よりもデザインの方がはるかに高いとのコメントもありました。

デザイン権の出願・取得状況

過去20年のデザイン登録出願(総数約68.7万件)を出願人種別で見ると、国内個人(43.6%)、国内中小企業(30.2%)が際立って多く、国内大企業(13.7%)や外国法人(7.3%)を引き離しています。

出願が多い分野について、1位から7位まで(ここまでで出願全体の83.6%を占める)をみると、次表のとおりとなっています。

韓国分類によるデザイン物品群(13群中7位まで)	出願数(万件)
D (住宅設備用品)	10.00
H (電気電子機械器具および通信機械器具)	8.83
L (土木建築用品)	8.33
C (生活用品)	8.06
F (事務用品・販売用品)	7.94
B (衣服・身の回り品)	7.15
M (基礎製品)	7.06

電子通信機器などが分類されるH群F群は比較的国内大企業の出願が多いものの、その他の群については国内個人・中小企業の出願が多くなっています。出願の時期としては、アンケートやヒアリングを行った範囲では商品の販売開始1か月前との回答が多かったです。

また、登録率は例年7~8割であり、登録されたデザイン権の存続期間は平均59カ月程度となっています。物品別にみると、最も存続期間が長いものは食料品用加工機械の平均72.1カ月です。実体審査を省略する一部審査物品のデザイン権存続期間は概して権利存続期間が短く(平均48カ月)、例えば衣服類は平均46.5カ月となっています。権利存続期間は最大で出願から20年であるため、商品ごとのライフサイクルに合わせて比較的短い権利期間を設定していることがわかります。

また、生活用品や住宅設備分野企業とのインタビューでは、商品の機能について特許として登録を受けることは難しい場合、デザインという側面から意味があるのなら、デザイン登録出願を行うというコメントもあり、商品の形状に機能的な意味がある場合は特許の補完としてデザイン登録出願を行うというケースもあるようです。

デザイン権の活用状況

デザイン権の活用方法としては、他社に売却またはライセンスするということはあまり無いようですが、自社製品の保護を挙げる企業が目立ちました。他社に権利侵害された際の対応としては、警告状の送付を経て、侵害訴訟まで争うという会社もあれば、侵害されても放置するという企業もありました。競争の激しい業界においては、権利を自ら取得しないと他社に自社のデザイン権を先取りされてしまうこともあり、商品ごとに必ず権利を取るということで、商品開発のサイクルが早いことも相俟って、中小企業においてもデザイン権を多く取得しています。

商品の模倣は、機能(特許)よりもデザインを模倣することが比較的簡単であることから、デザイン権の取得は模倣対策の鍵となっており、商品開発の競争が激しい業界を中心にデザイン登録制度が活発に利用されていることがわかりました。

上記調査の報告書は弊所ホームページに掲載いたしますので、是非ご覧ください。^(IPG)



日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 笹野秀生(特許庁出向者)

95年特許庁入庁。

99年に審査官昇任後、調整課品質監理室長などを経て、14年6月から17年6月まで在職。

File No.107

韓国において立体商標の保護を受けるには?



韓国商標法は、1998年から立体商標(本記事では、立体的形状のみからなる商標をいう)を商標の1つの類型として保護しています。しかし、立体商標の場合、広く権利を認めてしまうと物品の形状に半永久的な独占権を与えることから公衆の自由使用を制限し得るという点でリスクがあるため、伝統的な2次元商標に比べ、その保護要件が厳しくなっています。そこで、本記事では、韓国における立体商標の登録要件と権利範囲を解釈するにあたって1つの参考になるとと思われる判決を紹介いたします。

事件の背景

ファイザー社(以下、P社)は、ED治療薬について、青い菱形形状の錠剤に、文字「Pfizer」、「VGR100」などが陰刻された左記の製品を、99年から韓国で販売してきています。



また、これと関連して、P社は、青い菱形形状のみ(文字なし)で構成される左記の立体商標について、2005年に韓国特許庁から商標登録を受けています。



一方、P社のライバル企業である韓美(ハンミ)薬品(以下、H社)は、同じくED治療薬として、青い菱形形状の錠剤に、文字「HM50」、「HM100」などが陰刻された左記の製品を、P社のED治療薬の特許権満了後、12年から韓国で生産・販売しています。



そこで、P社は、H社に対し、商標権の侵害などを理由に訴えを起こし、これに対してH社は、P社の登録商標に識別力がないことを理由として登録の無効を主張しました。1審法院ではH社に、2審法院ではP社にそれぞれ軍配が上がりましたが、最終審である大法院はH社に軍配を上げて、H社による商標権侵害を否定しました。

立体商標の登録要件

立体的形状のみからなる商標は、その形状が指定商品の通常または基本的な形態に過ぎない場合、識別力が否定されます。ただし、商標出願の前に立体的形状を使用した結果、需要者間で誰の商品を表示するものであるのかが顕著に知られることとなった場合は、例外的に識別力が認められます。

しかし、上記のように使用による識別力が認められたとしても、商品の機能を確保するのに不可欠な立体的形状は、登録を受けることができません。また、その可否は、代替形状が同等またはそれ以下の費用で生産可能であるかどうか、その立体的形状から商品の本来的な機能を超越する技術的優位が

発揮されるかどうかなどを総合的に考慮して判断されることとなります。

韓国大法院の判断

P社の登録商標は、色彩が結合されているが、需要者にとっては錠剤の通常の形態と認識される程度にとどまるので、本来は識別力がない。

しかしながら、P社製品の膨大な販売量、P社の商標「Viagra」の圧倒的な周知性、P社製品が「ブルーダイヤモンド」と呼ばれている点などに照らしてみると、P社の登録商標は、使用による識別力を取得したと見ることができ、文字が結合されているとしても事情に変わりはない。

また、多様なサイズ、形状、色彩の錠剤が可能であり、本件菱形形状を代替する形状も多数存在する。そして、P社の登録商標に、錠剤の本来の機能を超える技術的な要素があるとは言い難い。したがって、P社の登録商標は、指定商品の機能を遂行するのに不可欠な形状であるとは言えないので、その登録が無効であるとは言えない。

ところで、P社の登録商標とH社の製品は、青い菱形形状であるという点において共通するが、錠剤に陰刻された商標(商号)が異なる。また、両商品は、医師による処方箋を受けて初めて購入可能な薬であり、処方箋には、医薬品を形状ではなく名称で特定する。こうした点を考慮した場合、H社の製品とP社の登録商標は、包装と、その製品に陰刻された名称などにより互いに区別が可能であるので、結局のところ、H社の製品の生産および販売行為は、P社の商標権の侵害を構成しない。

コメント

通常、立体商標は、単独で使用されるより、文字と結合されて使用される場合が多いと思われます。本事件は、立体的形状と文字とが結合されて使用されるとしても、立体的形状が独自に商品の出所表示機能を発揮することができるならば、立体的形状のみで識別力を認めるという点で、日本のヤクルト立体商標事件(知財高裁平22(行ケ)10169)の判決と軌を一にするものであると言えます。

ただし、韓国の法院は、立体的形状に他の文字が結合された他人の製品とは出所の誤認・混同の恐れがないと判断した点から、立体的形状については、文字商標と同等の権利を付与することに未だ慎重な態度を取っているように思われます。IPG



特許法人KOREANA 金敬玉 弁理士

1990年ソウル大学校衣類学科卒業。90年LG商社入社後、99年弁理士試験合格。10年にLaw School of University of Washington, LL.M.(米国)修了、12年から現職。大韓弁理士会、INTA 会員。商標、デザイン分野専門。

(監修: 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 浜岸広明)